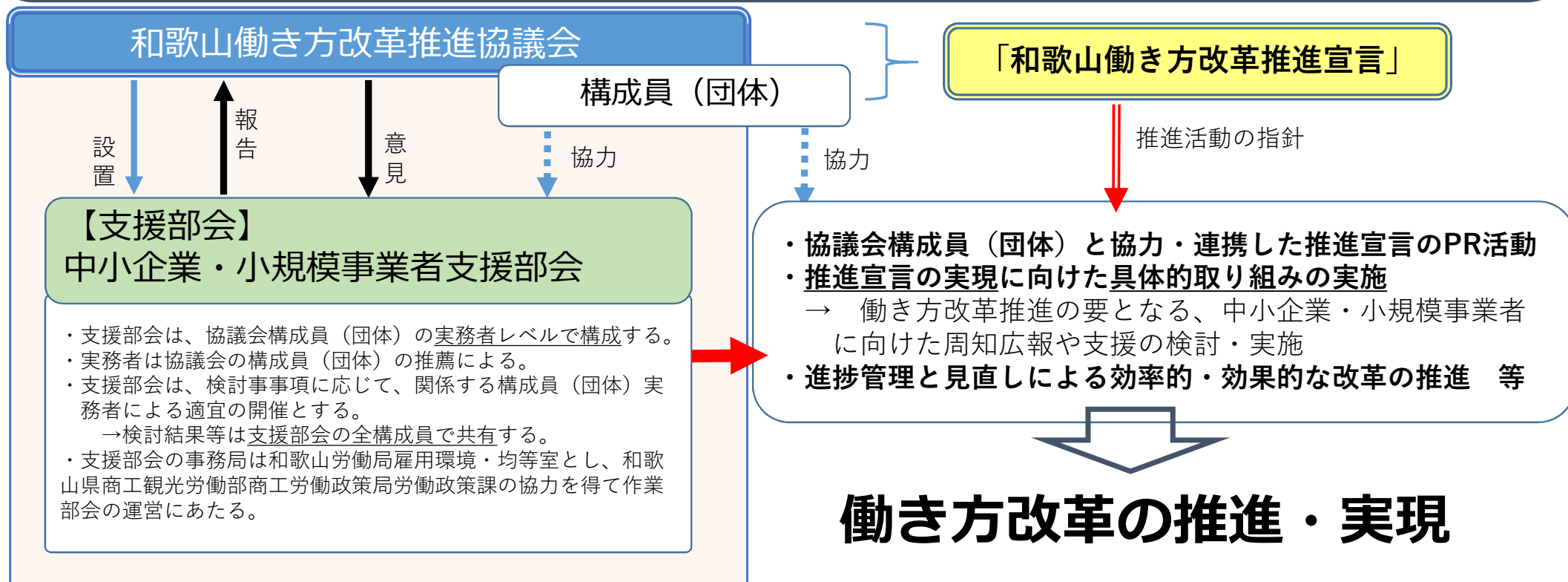


中小企業・小規模事業者支援部会（支援部会）の設置について

- 「和歌山働き方改革推進宣言」（以下「推進宣言」という。）を踏まえ、和歌山の働き方改革を具体的に推進していくための連携・協力を協議する場として、推進協議会設置要綱2（2）に掲げる「中小企業・小規模事業者支援部会」（支援部会）を設置する。
- 各構成員（団体）は推進宣言の積極的なPRに努めるとともに、支援部会の運営に協力する。
- 支援部会は、推進宣言を踏まえた各構成団体の具体的な取り組み等について、情報の共有、意見交換、進捗状況の把握、連携・協力体制等の改善について検討を行う。※検討事項に応じた関係機関の実務者レベルによる開催とし、即応性を確保する。
→ 上半期の取り組み状況を支援部会で取り纏め下半期の計画と併せて協議会に報告する（中間報告）（10月）。
※各作業部会員がそれぞれの構成員（団体）に報告、協議会（各構成員）からの意見は支援部会にフィードバックして、下半期の各取り組みに反映する。
- 年度末に令和元年度の取り組み状況（結果）を取り纏め、支援部会の活動結果（活動報告）及び次年度の推進計画（案）を協議会に報告する。
→ 協議会からの意見等を令和2年度の推進計画に反映、推進計画の承認を得る。（年度末～新年度当初）



令和元年度

中小企業・小規模事業者支援部会（支援部会） 作業スケジュール

2019年6月

2019年10月

2020年1月

2020年4月

和歌山働き方改革推進宣言

和歌山働き方改革推進協議会

承認

■ 中小企業・小規模事業者支援部会

- ・進捗状況、問題点の把握、共有
- ・検討事案に応じた適宜開催
 - 課題解決の検討、取り組みの改善
 - 下半期の計画の見直し 等

中間報告

- ・進捗状況、問題点等の把握、共有
- ・検討事案に応じた適宜開催
 - 課題解決の検討、取り組みの改善
 - 来年度計画への反映の検討 等

令和2年度計画の検討
計画（案）の作成 等

活動報告

推進計画案

令和2年度 推進計画

働き方改革推進の
継続した取り組み
の実施

上半期の実施状況等を協議会に報告、協議会からの意見、指摘を下半期の活動に反映

当年度の実施結果、来年度の計画（案）を協議会に報告、協議会からの意見、指摘をふまえて計画の修正、見直し等を実施